

## 会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。4番、長根一男君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

決算特別委員会に付託してありました令和3年度決算関係、認定第1号から第7号までの7件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

6番、久田伸一決算特別委員長。

決算特別委員長（久田伸一君）

おはようございます。

それでは、決算特別委員会の審査結果報告をいたします。

今議会定例会において決算特別委員会に付託されました令和3年度決算関係の認定第1号 令和3年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、

認定第5号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第6号 令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第7号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についてを、去る6日と7日の2日間、決算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり認定されました。

以上、簡単ではありますが、決算特別委員会委員長の報告といたします。

議長 長（川村重光君）

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより決算関係、認定第1号から認定第7号までを一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和3年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第5号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第6号 令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第7

号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定については、それぞれ原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3 報告第6号 令和3年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

改めまして、おはようございます。

それでは、早速、議案書の1ページになります。

報告第6号 令和3年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づき、別冊とおり、決算付属書類及び監事の意見書をつけて議会に報告するものであります。

別冊の青森県新産業都市建設事業団関係の資料によりご説明申し上げます。

薄い冊子7冊配布されているかと思えます。右下にナンバーを記載しておりますが、その中で、No.2とNo.5を使用しますので、ご準備願いたいと思えます。No.2とNo.5になります。

決算状況の説明の前に、青森県新産業都市建設事業団は、令和4年3月15日をもって事業が終了し、全ての委託事業が完了したため、令和4年3月31日をもって解散いたしました。これに伴い、金矢工業団地の未処分の工業用地は青森県に、緑地部分は六戸町に譲渡されました。また、決算処理も終わりましたので、今回が最後の決算報告となります。

それでは、最初に特定事業からご説明申し上げます。

No.2青森県新産業都市建設事業団特定事業決算付属書類の1ページをご覧ください。

1、事業の実施状況であります、（1）金矢工業用地造成事業の令和3年度で実施した概要は、用地の処分は、株式会社ツーワン輸送の1件、貸付は株式会社真和ほか1件、工事の状況は環境整備工事等2件で、契約高は1,988万8,000円であります。

この結果、事業収益は利息等を含めて9,238万7,085円となり、これに対して事業費用が19億8,883万8,581円でしたので、当年度としては18億9,645万1,496円の純損失が生じております。

次に、別冊のNo.5青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算付属書類の1

ページをご覧ください。

I、一般管理会計は、歳入の収入済額と歳出の支出済額とも2,777万324円となり、歳入歳出差引残額は生じておりません。またII、一般事業会計も、歳入の収入済額と歳出の支出済額とも16億9,950万5,848円となり、歳入歳出差引残額は生じておりません。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第6号 令和3年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを終わります。

次に、日程第4 報告第7号 令和3年度六戸町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の2ページになります。

報告第7号 令和3年度六戸町健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度六戸町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

最初に、一般会計等の赤字の程度を示す実質赤字比率ですが、令和3年度決算において実質赤字が生じておりませんので、実質赤字比率はなく、実質黒字比率が4.94%となっております。

次に、一般会計と全特別会計を合算して生じた赤字の程度を示す連結実質赤字比率におい

でも実質赤字が生じておりませんので、連結実質赤字比率はなく、連結実質黒字比率が7.9%となっております。

続いて、一般会計等が負担する1年当たりの元利償還金の割合を示す実質公債費比率は8.3%で、前年度数値の8.6%より0.3ポイント改善されました。

最後に、一般会計等の借入金や将来負担する可能性のある全ての負担額の割合を示す将来負担比率につきましては、ゼロ以下となりますので、比率としての数値はございません。

いずれの数値も早期健全化基準値を下回っております。

以上で報告第7号の説明を終わります。

議長 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第7号 令和3年度六戸町健全化判断比率の報告についてを終わります。

次に、日程第5 報告第8号 令和3年度六戸町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の3ページになります。

報告第8号 令和3年度六戸町資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度六戸町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

これは、企業会計ごとの事業規模に対する実質赤字の割合を示すもので、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の各会計において資金不足は生じておりませんので、資金

不足比率はございません。

以上で報告第8号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第8号 令和3年度六戸町資金不足比率の報告についてを終わります。

次に、日程第6 議案第27号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

議案第27号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は11ページから、補足資料は1ページとなります。

今回の改正は、非常勤消防団員の処遇改善のため、年額報酬額を引き上げる見直しをしたものであります。

改正の内容につきましては、補足資料により説明いたします。

補足資料の1ページをご覧ください。

上が改正案となっております、下が現行となります。

第13条報酬の第2項年額報酬を、団長より団員まで全ての階級についてさらなる処遇改善のため、普通交付税の基準額に合わせ引き上げる見直しとなっております。

附則については、施行日を定めるものでありますが、令和4年度の年額報酬から適用するため、適用日を令和4年4月1日と遡及するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（館 泰之君）

議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は13ページから、補足資料は2ページからとなります。

今回の改正は、地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、補足資料により説明いたします。

補足資料の2ページをご覧ください。

上が改正案で、下が現行となります。

では、まず第2条育児休業をすることができない職員の改正については、非常勤職員の子供が、出生後57日間以内での育児休業を取得する場合の該当する任期について、要件の緩和をするものなどがございます。

次の3ページにまいりまして、第2条の3育児休業法第2条第1項の条例で定める日及び4ページの第2条の4育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の改正については、非常勤職員の子供が1歳以降の育児休業を取得する場合の、1歳から1歳6か月まで及び1歳6か月から2歳までの要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。

次の、第3条育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情の改正については、育児休業の取得回数制限の緩和等に関連し、再度の育児休業、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情として、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定の削除や任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものでございます。

附則については、施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。



質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

ここで入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時21分)

再開 (午前10時22分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第8 議案第29号 令和4年度六戸町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の21ページからになります。

議案第29号 令和4年度六戸町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,416万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億2,013万6,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正について、25ページの第2表地方債補正によるものとしております。その内容につきまして、別冊の補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。ご準備願います。

最初に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

10款地方特例交付金は、交付額の確定により1,149万9,000円を増額補正、3段目の11款地方交付税は、普通交付税を1億588万9,000円増額補正いたしました。

下段の15款国庫支出金、2項国庫補助金は、主に事業費との関連において、それぞれ補正計上いたしました。

まず、1目民生費国庫補助金、8節子育て世帯等臨時特別支援事業補助金に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金502万7,000円を追加計上。

次のページの2目土木費国庫補助金補助金は、2節公営住宅整備事業費補助金に、町営住宅改修事業に伴う社会資本整備総合交付金261万8,000円を増額補正。5目総務費国庫補助金は、4節に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,092万6,000円を増額計上いたしました。

中段の16款県支出金、2項県補助金も主に事業費との関連においてそれぞれ補正計上し、主なものとして、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金に、生活困窮者に対する原油価格価格高騰対策事業費補助金1,000万円と子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金4,500万円を追加計上しております。

5 ページになります。

2 段目の18款寄附金は、ふるさと納税分を1,016万3,000円増額補正。

20款繰越金は、前年度繰越金を8,718万3,000円増額補正。

21款諸収入は、5 項雑入に、県道八戸三沢線改修事業に伴う電気通信設備移転補償金378万6,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

まず、人件費につきましては、人事異動による組替え等の精査を行い、各款項目ごとに補正額を計上しております。

また、3 款及び4 款においては、令和3 年度に国や県から交付された負担金や補助金の精算に伴う返還金を、各事業に該当する款項目の22節償還金利子及び割引料に計上しております。

それでは、1 款議会費からご説明いたします。

1 款議会費、1 目議会費は、行政視察研修経費や議場放送設備更新工事実施設計業務等を計上し、項の計で419万4,000円の増額補正となります。

2 款総務費、1 項総務管理費は、1 目一般管理費では、次のページになりますが、10節需用費に、公用車の冬タイヤ購入費用やガス漏れ警報器の機器更新修繕などで48万3,000円を増額計上。14節工事請負費に、庁舎高圧受変電機器修繕工事ほかで1,051万円を増額計上。

5 目財産管理費は、24節積立金にふるさと基金のふるさと納税分積立として1,016万3,000円を増額計上しております。

9 ページになります。

9 目町民バス運行費は、10節需用費に、バスの冬タイヤ購入費用や町民バス待合所の床板修繕などで382万5,000円を増額計上。10目まちづくり推進費は、7 節報償費にふるさと納税の増額見込みにより、ふるさと納税寄附謝礼を343万9,000円増額補正。11目諸費は、12 節委託料に、高濃度PCB廃棄処分業務などで818万8,000円を追加計上。14節工事請負費に防犯灯設置工事ほかで30万円を増額計上。18節負担金、補助及び交付金に防犯灯設置補助金50万円を増額計上し、項の計では、一番下の行になりますが4,936万6,000円の増額補正となります。

11ページに飛びます。11ページです。

3 款民生費、1 項社会福祉費は、1 目社会福祉総務費の18節負担金、補助及び交付金に、

国や県からの補助金を活用して実施する事業として、18歳以下の子供1人につき2万5,000円を給付する子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金4,500万円、住民税非課税世帯に1世帯当たり1万5,000円を給付する生活困窮者に対する原油価格高騰対策事業補助金2,025万円、原油価格物価高騰において高齢者の生活費の負担軽減を図るため、65歳以上の高齢者に1人当たり1万円を給付する高齢者に対する原油価格物価高騰対策事業補助金3,800万円を追加計上いたしました。

14ページに飛びます。14ページです。

下段の6款農林水産業費、1項農業費は、次のページの3目農業振興費において18節負担金、補助及び交付金に、農業者に対する価格高騰対策として、農業肥料等高騰対策事業補助金7,100万円を追加計上。

7款商工費、1項商工費は、2目商工振興費の18節負担金、補助及び交付金に、金矢工業団地において間もなく操業予定の企業に対する立地企業雇用奨励事業雇用奨励事業補助金150万円と企業立地促進条例奨励金3,500万円を新たに補正計上いたしました。

17ページになります。

8款土木費、2項道路橋りょう費は、2目道路橋りょう維持費に、道路除雪業務委託料など主に除雪関連経費を追加し、目の計で5,742万7,000円増額補正するとともに、3目道路新設改良費は、第2大曲線改良事業に伴う移転補償費の精査により、14節工事請負費と21節補償、補填及び賠償金で予算調整を行いました。

18ページになります。

中段の3項住宅費は、1目住宅管理費の14節工事請負費に、ひばりヶ丘団地外壁張替工事ほかで541万1,000円を増額計上。4項都市計画費、3目公園費は、12節委託料の都市公園施設改修設計業務を938万9,000円減額補正し、14節工事請負費を館野公園施設改修工事ほかで944万7,000円増額補正いたしました。

19ページになります。

9款消防費、1項消防費は、2目非常備消防費の1節報酬に、消防団員の年額報酬の改正に伴い473万1,000円増額計上。

10款教育費、1項教育総務費は、2目事務局費に、これから実施予定の修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響により、万が一キャンセルになった場合に備え、18節負担金、補助及び交付金に、修学旅行キャンセル料補助金138万1,000円を増額計上いたしました。

21ページになります。

下段の5項保健体育費は、1目保健体育総務費、18節負担金、補助及び交付金で県郡北奥羽体育大会や町民運動会、メイプルマラソン大会の中止により、合わせて241万5,000円を減額計上。

22ページになります。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費は、1目道路橋りょう災害復旧費に8月3日の大雨などにより被災した町道の復旧に伴う土木災害復旧設計業務や土砂撤去機械借上げ料など項の計で314万3,000円を追加計上いたしました。

以上で議案第29号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

17ページの8款土木費についてお尋ねをいたします。

3目の道路新設改良費の14節工事請負費、第2大曲線のことでございますけれども、このところについて、もう少し詳細にご説明をいただきたいと思います。

議長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

それでは、第2大曲線改良工事について説明します。

まず、6月補正で、第2大曲線高圧電線と移転補償費用増額いたしましたが、その後、高圧電線所有者と協議精査したところ、移転工事において既設のケーブルを再利用できることにより、大幅に減額できることが分かりました。そのほか、移転工事の期間を短縮、想定より短縮できることも分かりまして、移設補償ですね、減額できることが確定できることになりました。それに伴って、今回、補償、補填賠償金を減額し、工事請負費を増額する組替えを行ったものであります。

以上です。

議 長（川村重光君）

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

今、飛行機の音がうるさくてよく聞き取れなかったんですが、この第2大曲線の改良工事完成についての見通しについて、最後にお尋ねをして終わります。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

完成見込みについてですが、今年度改良工事1,800万円の予算で、可能な限り実施を行って、来年度以降ですね、改良及び舗装工事を進めてまいりたいと思っております。

よって、国の交付金事業での財源で行っておりますので、国の予算配分により、来年度完成できるというふうな見込みでおります。

以上です。

議 長（川村重光君）

そのほか、次ありませんか。

8番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

15ページ、6、3、18農業肥料等高騰対策事業補助金の積算根拠、それから7款商工振興費、負担金、補助及び交付金ですが、立地企業雇用奨励事業補助金150万円、それから交付金の3,500万円の積算根拠。

議 長（川村重光君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

ただいまの下田議員の質問についてお答えします。

農業肥料等高騰対策事業についてなんですが、当町に住所を所有する農業者等の農業収入から雑収入を差し引いた額ですね、100万円未満を切り捨てた金額に対して1%、助成金額を1万円から100万円まで助成する内容を想定しております。国及び県についても、物価高騰対策をそれぞれ講じているところではありますが、これと連動した対策として行っていきたいと思っています。

農業収入なんですけれども、例えば199万円の収入があったとすれば99万円を差し引いて、100万円に対して1%、1万円の交付というふうな形で上限100万円ということで、1億円以上の収入があれば100万円限度で交付すると考えております。

以上です。

議長（川村重光君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

7款商工費の1項商工費、2目商工振興費の中にあります立地企業雇用奨励事業補助金について、まずはお答えいたします。

旧青森フジクラ金矢様の向かい側に今建設途中であります八戸桔梗野工業団地に当社がございますツーワン輸送様が、今年11月に操業開始予定でございます。その会社に対して支払う予定のものでありまして、六戸町民を10人以上職員として雇った場合、10人を超える人数に対して1人当たり30万円を交付するという事業になります。想定を、15名雇っていただけると、採用していただけることを期待して、5人分掛ける30万円で150万円を想定してございます。

それから、交付金の企業立地促進条例奨励金でございますが、同じ企業様に対してなんですが、用地取得費用の40%、上限3,500万円を交付するという事業でございます。こちらについても上限額いっぱいだけの3,500万円を想定して計上しております。

以上です。

議 長（川村重光君）

8 番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

肥料の補助金ですが、対象者何名ぐらいを想定しているか、何戸を想定しているか。

議 長（川村重光君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

農業者約700名、あと農業生産法人等ですね、13を想定しております。

以上です。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。



本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 令和4年度六戸町一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。

ここで入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩(午前10時43分)

再開(午前10時44分)

議長 長(川村重光君)

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第9 議案第30号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(円子国浩君)

議案第30号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の26ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に314万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,107万9,000円とするものであります。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費及び事務費の精査によるものであります。その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の29ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、人件費等の繰入れなどで254万5,000円増額計上し、9款諸収入、4項雑入、5目雑入に、歳入見込額の増により60万円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

31ページをご覧ください。

上段の表になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、給料や職員手当などの人件費の精査及び委託料の国保業務報告システム制度改正対応業務ほかで150万5,000円増額計上し、中段の同じく2項徴税費、1目賦課徴収費には、地方税統一QRコード対応のため印刷製本費に104万円を計上いたしました。

下段の2款保険給付費、5項葬祭諸費、1目葬祭費に、実績見込みにより、負担金、補助及び交付金に60万円増額計上いたしました。

以上で議案第30号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第31号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第31号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

提出議案28ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ654万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,547万1,000円とするものであります。その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書の39ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に336万1,000円を増額計上し、7款諸収入、2項雑入には、令和3年度の馬淵川流域下水道維持管理負担金の精算金318万円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

41ページを開き願います。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では、国道に埋設した下水道管の道路占用

更新用管渠内テレビカメラ調査等業務などの維持管理経費を、項の計で654万1,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第31号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第32号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第32号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

提出議案30ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,134万5,000円とするものであります。その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の47ページをお開き願います。

上段が歳入となります。

歳入では、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に2万2,000円を増額計上いたしました。

下段が歳出となります。

歳出では、1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費に、金矢七百岡沼地区処理場の消火器交換に関わる消火器価格上昇分の経費2万2,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第32号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

ここで入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩(午前10時53分)

再開(午前11時05分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じ、会議を開きます。

先ほどの、まちづくり推進課長の8番、下田議員の質問に対する回答に対し、訂正があるとのことです。

まちづくり推進課長の発言を許します。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(高橋宏典君)

先ほど、下田議員からご質問のありました私の答弁について、一部間違いがございました

ので、訂正したいと思います。

先ほどの立地企業雇用奨励事業補助金、先ほど私は10名を超えた部分に、11名から1人に対して30万円を交付するとご説明申し上げましたが、それは条例改正前の数字、基準でございまして、今現在は5人、5人を超える6人目から30万円を交付するというものになっております。申し訳ございませんでした。

ここで入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩（午前11時06分）

再開（午前11時07分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第12 議案第33号 令和4年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

議案第33号 令和4年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書32ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,535万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,878万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

51ページをお開き願います。

9款繰入金、1項一般会計繰入金及び2項基金繰入金には、歳出予算の補正との関連におきまして、それぞれ増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

53ページをお開き願います。

1款総務費では、人事異動に伴う扶養手当の増額と介護報酬の改定に伴うシステム改修ほかで、項の計で27万9,000円を増額計上いたしました。

5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費では、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に会計年度任用職員分の共済費を増額計上したほか、7目認知症施策推進事業費にリモート会議用の通信回線をホームルーターから光回線へ変更したことに伴う予算の組替えを行い、項の計で32万1,000円を増額計上いたしました。

6款諸支出金では、令和3年度の保険給付等の確定により、超過交付となった介護給付費負担金等の返還金として4,475万7,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第33号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 令和4年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第34号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(円子国浩君)

議案第34号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の34ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に224万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,059万6,000円とするものであります。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費及び事務費の精査によるものであります。その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の61ページをご覧ください。

上段の表、歳入からご説明いたします。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、事務費分を224万1,000円増額計上をいたしました。

次に、下段の表になります。

歳出については、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、給料や職員手当などの人件費の精査及び事務費の所要額の印刷製本費と手数料を合わせ、項の計で224万1,000円増額計上いたしました。

以上で議案第34号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第35号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

議案第35号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書36ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,839万2,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については、第1表によるものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

67ページをお開き願います。

3款県支出金に、電源立地地域対策交付金を217万8,000円減額計上し、新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金を379万8,000円増額計上をいたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費では、3節職員手当等及び4節共済費は人件費でございますが、人事異動や昇給昇格に伴い、増額計上いたしました。

10節需用費に、経年劣化により使用に耐えなくなったコピー機の入替え等の費用や、新型コロナウイルスワクチン追加接種実施により必要となる診療録の印刷費用として74万8,000円を増額計上、11節役務費に、自家用電気工作物保安管理業務の受託者変更に伴う届出手数料や、地下タンク油面計調整手数料として6万2,000円を増額計上、17節備品購入費に、駐車センター設置のエアコンの経年劣化による買換えのため15万6,000円を増額計上、18節負担金、補助及び交付金に、令和4年度の負担金の確定により2万円を減額計上、26節公課費に消費税確定申告により納付額が確定したことに伴い、消費税納付金として10万円を増額計上いたしました。

以上で議案第35号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

直接の質問はないんですが、事務長、病院経営にいろいろ苦勞していると思いますけれども、いろんな苦情等もあると思いますけれども、それらを解消しながら、コロナとかいろんなことで忙しいと思いますけれども、職員一丸となって頑張ってもらいたい。

以上です。

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

ありがとうございます。

これからも、職員一丸となって町民のために努力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

いいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 同意第2号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

お座りください。

起立全員であります。

よって、同意第2号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第16 同意第3号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

お座りください。

起立全員であります。

よって、同意第3号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第17 発議第3号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

本案は、12番、苫米地繁雄君外5名から議員提出議案として提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

苫米地繁雄君。

## 12番（苫米地繁雄君）

それでは、発議第3号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、現在の情報化社会において、効率的で迅速な議会運営・議案審議、情報の共有、議会の活性化などを図るとともに、町民に開かれた議会の実現とさらなる議会改革を推進するために、情報通信端末機器を会議で使用するため、所要の改正をするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年第4回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご協力ありがとうございました。

閉会 (午前11時23分)